

【件名】

インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その4）

【ポイント】

- インド政府は、中国から到着する旅客のインドへの入国は、2月6日以降に在
中国のインド公館で発給されたビザを所持していない限り許可しないとしてい
ます。
- インド政府は、1月15日以降に中国（香港、マカオ、台湾は含まない）への
渡航歴がある外国人のインドへの入国は、空路、海路、陸路を問わず、引き続き
許可しないとしています。
- インド政府は、中国、香港、シンガポール、タイ、韓国、日本、マレーシア、
インドネシア、ベトナム、ネパール（カトマンズ）からの直行便搭乗客全員に対
するスクリーニング検査を実施しており、発熱等がある場合、指定の施設におい
て停留される可能性があります。
- 新型コロナウイルス感染者やその疑いのある者との接触があったと判断され
る入国者は、観察対象者とされ、後日、保健当局等から経過について照会する場
合があります。

【本文】

1 インド内務省入国管理局によりますと、現時点でのインドにおける新型コ
ロナウイルスにかかる入国制限措置は以下のとおりです。

（1）現在中国（香港、マカオ、台湾は含まない）にいる中国人及び外国人は、
2月5日前に発給されたビザ（通常ビザ及び e-Visa）ではインドへの渡航は許
可されず、2月6日以降に在中国インド大使館又はインド総領事館で発給され
たビザを所持していない限り、入国は許可されない。インドへの渡航の必要があ
る人は、北京のインド大使館又は上海又は広州のインド総領事館に連絡する必
要がある。

（2）1月15日以降に中国（香港、マカオ、台湾は含まない）への渡航歴があ
る外国人のインドへの入国は、空路、海路、陸路を問わず許可されない。

（3）査証に関するこれらの制限は、中国から到着する航空機の中国国籍や外国
籍の搭乗員には適用されない。

2 また、インド保健・家庭福祉省は、現在、国内21空港等において、中国、
香港、シンガポール、タイ、韓国、日本、マレーシア、インドネシア、ベトナム、
ネパール（カトマンズ）から到着する航空機の搭乗者に対して、発熱検査及び健
康診断カード申告によるスクリーニングを実施しており、スクリーニングの概

要は次のとおりとなっています。

(1) 発熱(37.2℃以上)や咳, 体の痛みや呼吸器症状がある場合, 停留(検疫)施設や医療機関に送られる可能性がある。

(2) 発熱等の症状がない場合には, 通常どおり入国することができる。

(3) 新型コロナウイルス感染者やその疑いのある者との接触があったと判断される場合には, インド政府により観察対象者とされ, 後日, 健康状態等についての照会がある場合がある。

3 在留邦人, インド旅行中もしくはインド訪問予定の皆様におかれては, 引き続き最新情報の入手に努めてください。また, 不要不急の用務のない限り, 中国への渡航を控えるとともに, ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

(1) アルコール系手指消毒薬または石鹼と流水による手洗いを頻繁に行う。目, 鼻, 口などに触れる前に手洗いをする。

(2) マスク等の確保に努め, 咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は, 咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い, 手洗いをを行う。

(3) 不特定多数の人と密閉された屋内で会うことを可能な限り避け, 体調不良のときは外出を控える。

(各種情報が入手できるサイト)

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(お問い合わせ先)

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610 (代表)

email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp